

さかい保育士等就職準備金 貸付の注意事項

申請後の手続き

1 貸付の決定

書類による審査を行い、貸付の採否結果を郵送にて通知します。なお、審査内容をお答えすることはできません。また、原則、申請書類は返却いたしません。

2 貸付決定後の手続き

上記により貸付の決定を受けた方（以下「貸付決定者」という）は決定通知を受けた日から14日以内に、以下の書類を社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 大阪福祉人材支援センター担当窓口に提出してください。郵送の場合は、簡易書留・特定記録をご利用ください。

- ① さかい保育士等就職準備金借用証書（様式第5号）
※収入印紙200円（10万円以内）400円（10万～40万円）貼り付け
- ② 本人及び連帯保証人の印鑑登録証明書（貸付決定日より3か月以内発行）
- ③ 貸付金の振込先となる銀行口座の通帳の写し
(金融機関コード、支店コード、口座番号、口座名義等が確認できるもの)
- ④ さかい保育士等返還猶予申請書（様式第9号）

3 貸付決定後の取扱い

貸付決定後、借用証書、連帯保証人に係る書類等の確認を行ったうえ、大阪府社会福祉協議会が貸付決定者にさかい保育士等就職準備金の貸付を行います（一括送金）。

送金前に、貸付契約の解除を申し出たときや、必要な書類を提出しない場合は貸付を辞退したものとみなします。

さかい保育士等就職準備金の貸付を受けた方（以下「借受人」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、その該当するに至った日をもってさかい保育士等就職準備金の貸付契約を解除します。なお、貸付契約を解除した翌月から貸付金を返還していただきます。

- ① 死亡・心身の故障のため、保育の業務に従事する見込みがなくなったとき。
- ② 虚偽その他不正な方法によりさかい保育士等就職準備金の貸付を受けたことが明らかになったとき。
- ③ 個人再生や自己破産など、債務整理を開始したとき。
- ④ その他さかい保育士等就職準備金の貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

返還猶予～返還免除に関する手続き

※（例）貸付後、下記の通り報告を行ってください。

[1] 就職して1年経過したとき（返還猶予1年目）

- ① 現況報告書
- ② 業務従事期間証明書（様式第16号）

[2] 就職して2年経過したとき

（返還猶予2年目及び返還免除申請）

- ① さかい保育士等就職準備金返還免除申請書（様式第7号）
- ② 現況報告書
- ③ 業務従事期間証明書（様式第16号）

◆ 現況報告の提出については、該当する時期に大阪福祉人材支援センターより、提出様式を送付しますので、必ず提出してください。ご提出がない場合、業務従事していないものとみなし、借受人もしくは連帯保証人に返還を請求することがありますので、ご注意ください。

◆ 業務従事先を変更したときは業務従事先等変更届（様式第15号）に業務従事期間証明書（様式第16号）を添えて、直ちに大阪府社会福祉協議会に届け出なければなりません。

◆ 転職や休職（出産等）の場合はすみやかに事務局へお問い合わせください。

返還免除の場合

次の場合は、返還債務の全部が免除となります。

- (1) 借受人が**堺市内に所在する民間保育所等における児童の保護等**
(以下「対象業務」という。) **に2年間引き続き従事したとき。**

なお、災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により免除対象業務に従事できなかった場合は、引き続き免除対象業務に従事しているものとみなす。ただし、従事期間には算入しない。

また、従事先の法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、堺市外（大阪府内に限る。）において免除対象業務に従事した期間については、従事期間に算入して差し支えないものとする。

- (2) 免除対象業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

返還の場合

さかい保育士等就職準備金は、大阪府社会福祉協議会が、保育士資格をお持ちで、現在保育士又は保育教諭として勤務していない方に対して、堺市内の民間保育所等に就職する際に必要となる準備金をお貸しするものです。

大阪府社会福祉協議会さかい保育士等就職応援事業実施要綱及び同要領に定める返還免除や猶予の事由に該当する場合を除き、責任を持って返還しなければなりません。

また、借り受けた本人が何らかの理由により返還できなくなった場合は、連帯保証人に、その債務を負担していただきます。

★返還となる場合(重要)

- ① 貸付契約が解除されたとき。
- ② 借受人が堺市内（ただし、借受人の意思によらず、従事先の法人における人事異動等によって、堺市外に所在する保育所等で返還免除対象業務に従事することとなった場合は、大阪府内）に所在する保育所等において、返還免除対象業務に従事しなかったとき又は従事する意思がなくなったとき。
- ③ 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

- 1 **返還期日** **返還の期間は、6ヶ月以内**です。

※ただし一括もしくは分割の返還も可能です。

例) 下記の要件で貸付を受けた方が返還する場合

就職準備金 400,000円を6ヶ月で分割した場合の返還例

⇒月々の返済額 約66,666円×6ヶ月分

2 返還方法

原則、借受人本人名義の預金口座から、当会契約の収納代行会社（りそな決済サービス株式会社）を通じて、自動振替します。返還完了後、さかい保育士等就職準備金借用証書をお返しします。

3 延滞利子

正当な理由なく、返還期日までに返還しなかったときは、返還期日の翌日から返還日までの日数に応じて、返還額について年3%の延滞利子を支払わなければなりません。

返還猶予の場合

次の場合は、その事由が継続している間、返還を猶予することができます。

- ① 借受人が堺市内（ただし、借受人の意思によらず、従事先の法人における人事異動等によって、堺市外に所在する保育所等で返還免除対象業務に従事することとなった場合は、大阪府内）に所在する保育所等において、返還免除対象業務に従事しているとき。
- ② 災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があるとき。

貸付契約の解除

次の場合は、貸付契約が解除となります。

- (1) 退職したとき。
- (2) 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たとき。
- (5) 虚偽その他不正な方法によりさかい保育士等就職準備金の貸付けを受けたことが明らかになったとき。
- (6) 個人再生や自己破産など、債務整理を開始したとき。
- (7) その他資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。